

日本医療大学における学内研究費の運営及び管理に関する取扱規程

(令和5年6月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、日本医療大学（以下「本学」という。）における学内研究費（「本学研究費に関する規程」に定める個人研究費及び学術助成費・教育向上研究費をいう。以下同じ。）の運営及び管理に関して必要な事項を定めることにより、学内研究費の適正な取扱いを図ることを目的とする。

2 本学における学内研究費の運営及び管理については、本学不正防止委員会規程等の関係規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(責任体制)

第2条 本学における学内研究費の運営及び管理を適正に行うため、不正防止委員会において不正防止に関する基本方針及び不正防止計画を策定並びに周知し、不正防止委員会規程に定める各責任者の指示を受けながら必要な措置を講じる。

(職務権限の明確化)

第3条 研究者は、関係規程等を遵守し、学内研究費を適正に使用しなければならない。

2 学内研究費の適正な運用を図るため、学内研究費による購入物品に関して事務局に検収担当者を置き、検収を行うものとする。

3 学内研究費の支払等の経理事務は事務局が行い、事務責任者及び事務担当者を置くものとする。

4 事務担当者は、本学の関係規程等に基づき、事務責任者の指示に従い、適正な事務処理を行わなければならない。

5 事務処理については、別の定めによるものとする。

(学内研究費の執行)

第4条 学内研究費による物品の調達、契約、検収等については、別の定めによるものとする。

(不正告発受付窓口)

第5条 学内研究費の不正に関する本学内外からの告発等の通報を受ける窓口は、「本学研究活動の不正行為に関する取扱規程」に定める不正告発受付窓口とする。

(調査及び懲戒)

第6条 不正に関する調査及び懲戒に関する手続き等については、「本学研究活動の不正行為に関する取扱規程」の定めるところによる。

(取引業者への措置等)

第7条 不正な取引に関与した業者への取引停止等の措置については、別に定める。

(監査体制)

第8条 学内研究費における内部監査の充実強化を図るため毎年度定期的に内部監査を行うものとする。

- 2 内部監査は、学校法人日本医療大学組織規程第6条に規定する監査本部が行う。
- 3 内部監査にあたっては、学校法人日本医療大学内部監査規程第6条（監査実施計画書）、第7条（監査実施通知書）、第8条（監査の実施）、第9条（職務権限）、第10条（遵守事項）、第12条（監査報告書の作成）、第13条（業務是正）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「定期監査」とあるのは「内部監査」と、「被監査部門」とあるのは「研究者及び被監査部門」と、「臨時監査」とあるのは「抜き打ち監査」と読み替えるものとする。
- 4 内部監査の実施に際し、監事及び監査法人と連携し、効率的・効果的かつ多角的な観点から監査に努めるものとする。

（改 廃）

第9条 この規程の改廃は、学長が教授会に意見を求めて行う。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。